

論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨の公表

学位規則第8条に基づき、論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表する。

○氏名	金子 博 (かねこ ひろし)
○学位の種類	博士 (法学)
○授与番号	甲 第784号
○授与年月日	2012年3月31日
○学位授与の要件	本学学位規程第18条第1項 学位規則第4条第1項
○学位論文の題名	共同正犯の再構成 一過失犯と不作為犯の共同正犯を素材として一
○審査委員	(主査) 松宮 孝明 (立命館大学大学院法務研究科教授) 嘉門 優 (立命館大学法学部准教授) 石橋 秀起 (立命館大学法学部准教授)

<論文の内容の要旨>

1. 本論文の概要

本論文は、過失犯と不作為犯の共同正犯を素材としつつ、共同正犯における「共同性」の根拠を検討するものである。

本論文によれば、従来、共同正犯における「共同性」に関するわが国の議論は、犯罪共同説と行為共同説の対立という図式のもとで議論されてきた。すなわち、「一定の基本的構成要件に該当する実行行為を共同して行うもの」と考えるか、あるいは「各自が事実上の共同によって自己の犯罪を行うもの」と考えるかの対立である。この理論的対立は、共同性の根拠（あるいは共同行為の対象）という観点から整理するならば、一般に、「共同実行の意思」または「因果の共同」の対立であると解される。しかし、「共同実行の意思」や「因果の共同」に着目する今日の共同性理論は、主として、「共同正犯の存否」の問題に焦点を当てるが、「共同正犯の成立範囲」という問題への言及は不十分である。それは、とりわけ、意思の疎通のない「不作為による関与」の特異性が見過ごされてきたことに表れている。このような関与形態は、現に、ある部品に瑕疵があることが判明したにもかかわらず、会議を開くなどのリコールの実施へ向けた行動に誰も出なかったところ、欠陥商品が原因で、走行していたトラックのタイヤが脱落し、それによって歩行者を死傷させたという「三菱自動車における欠陥商品の不回収」に見て取れる。この事件を扱った横浜地裁や控訴審である東京高裁は、リコール等の改善措置を講じていれば結果は回避されたとして行為者全体の因果関係を認定し、被告人を同時犯とした。しかし、問題となった社内での制度およ

び実態としては、クレーム対策会議やリコール検討会を開催するなどの措置は、他の部局と協調しながら行うものとされていた以上、仮に行行為者が単独で結果回避に向けた活動を行なったとしても、他の行為者らによって阻止される可能性がある。したがって、当該裁判所の結論は、共同責任を認めないと説明できないが、ここでは、リコール会議の複数の構成メンバーは、欠陥商品の不回収を目指すという意思の疎通を行なっていない。すなわち、いずれの立場にせよ、上記の事例では、共同正犯における「共同性」を認める余地がないのである。この原因は、従来の議論が自然主義・心理主義的アプローチの域を出なかったことにある。

このような問題意識から、本論文では、わが国に多大な影響を与えたドイツの議論を交えつつ、過失犯および不作為犯という側面から共同正犯における「共同性」を検討し、自然主義・心理主義的アプローチと規範主義的アプローチの相違に着目しながら、共同の答責領域を根拠とした、「共同義務の共同違反」という、もっぱら社会という第三者の視点(規範的視点)による「共同性」理論を展開する。

2. 本論文の構成

本論文の構成は以下のとおりである。

はしがき

第1部 過失犯の共同正犯について—「共同性」の規定を中心に—

- 序章 わが国における議論状況と課題
- 第1章 過失犯の共同正犯否定説とその問題点
- 第2章 ドイツにおける共同性の規定についての議論状況
- 第3章 共同性の根拠と成立条件の検討
- 第4章 具体的事例への適用
- 終章 まとめ—共同性の規定と今後の課題—

第2部 不作為共同正犯に関する一考察

- 第1章 わが国における議論と課題
- 第2章 ドイツにおける不作為共同正犯論
- 第3章 結びにかえて—不作為犯における共同正犯の意義—

結語

3. 本論文の内容

(1) 第1部 過失犯の共同正犯について—「共同性」の規定を中心に—

序章では、わが国における過失犯の共同正犯に関する議論が整理され、問題点が抽出される。本論文によれば、わが国の議論は主として「過失犯の共同正犯は存在するか否か」を巡って闘わされており、必ずしも共同行為の射程が十分に検討されてこなかった。そこ

で、共同正犯における「共同性」に着目したとき、わが国における「過失犯の共同正犯」論は、共同性の根拠を「共同実行の意思」とするにせよ、「因果の共同」とするにせよ、自然主義・心理主義的アプローチに基づいて展開された理論といえる。そして、このような共同性理論は、過失行為の共働という状況のもとで、他者の行為にまで注意しなければならない場合と他者に任せてしまってもよい場合を区別できず、加えて、欠陥商品の回収権限をもつ複数の取締役が互いに意思疎通をせず、回収を怠ったために、消費者等が被害を被ったというような相互の「共同実行の意思」のない不作為犯の場合には、共同責任を問うことができないという問題点が挙げられる。本論文では、これらの問題点を克服するために、わが国に多大な影響を与えているドイツの議論に焦点を当て、共同正犯における「共同性」のあり方を探究するという方法が採られる。

そこで、第1部の第1章では、ドイツの議論を踏まえつつ、過失犯の共同正犯否定説を検討し、過失犯の共同正犯の理論的可能性、現行法との整合性、そして共同正犯と単独正犯における機能的相違を導き出す。

過失犯の共同正犯がそもそも存在し得ないという見解（「共同の犯行決意」の欠如）に対しては、共同性の決定的メルクマールが、共同の犯行決意でなければならない根拠が否定説から示されておらず、むしろ、共同性の根拠は別の基準で検討されるべきであると批判する。

次に、過失犯の共同正犯が、わが国における法律上の規定に適合するかどうかの問題については、共同正犯は、当該結果に対する答責性という観点では、単独正犯も共同正犯も一次的責任として共通である以上、単独正犯と並ぶ正犯類型であり、処罰拡張事由としての共犯（教唆犯・従犯）とは一線を画すと解することができ、制定法上の規定に反しないことを示す。

最後に、単独正犯が共同正犯と同様の機能を果たすのかという問題（同時犯解消説の問題）においては、帰責根拠を因果的惹起とする統一的正犯論と保障人的地位に着目した不作為犯構成を検討する。前者の理論では、各行為者の因果関係が不明である事例においては、どのような事情があれ、可罰性を基礎づけることはできないという問題が生じ、後者の理論では、保障人的地位によって共同責任を根拠づけるには不十分であり、単独正犯的観点からでは自己答責性を有する第三者の義務違反を含めた共同答責を根拠づけるにはおのずと限界が生じることを明らかにする。かようにして、共同正犯として想定される事例がすべて単独正犯へと解消されるわけではないことを示す。

第2章では、いかなる条件のもとで過失犯の共同正犯が認められるべきかという問題につき、ドイツにおける過失犯の共同正犯論を考察し、共同性理論が自然主義・心理主義的アプローチから規範主義的アプローチへと変遷しつつあることを示す。

本論文では、ドイツにおける共同性理論は、「意識的かつ意図的な共働」を前提とした共

同危険創出説と各関与者の義務者的地位を前提とした「共同義務の共同違反」説とに分類される。

前者の共同性理論によれば、各関与者は構成要件該当結果を含まない「共同の行為計画」を通じて行動することを前提として、共同正犯における「共同性」は、危険増加の根源である「共同の行為計画」によって規定される。このような共同性理論は、故意犯の共同正犯の成立条件とパラレルに考えられ、ゆえに、ドイツで有力に主張されている。しかし、このような共同性理論は、危殆化段階での共同の意思にすぎず、故意犯の共同正犯のように構成要件該当結果に向けられたものではないため、故意犯の場合と同様に共同性を基礎づけるものではありえず、危険犯の共同性を構築するにすぎないという問題に直面する。他方で、共同正犯の「共同性」に「共同の行為決意」を要求することによって、以下のような問題も生じる。例えば、欠陥商品の不回収のように、ある商品が欠陥であるとの情報を得ながら、複数の取締役は、相互に連絡をとらず、欠陥商品の回収の決定をしないまま、放置した場合、複数の取締役間での意思連絡は存在しない以上、取締役の共同責任を問うことができず、それどころか、因果関係の不存在を理由に同時犯としても構成できないという事態に陥る。

このように、「意識的かつ意図的な共働」を前提とした共同性理論には、構成要件該当結果の責任を確定することができず、意思連絡のない関与形態の場合には、全く機能しないという問題点が明らかにされる。それと同時に、一部の見解では、共同正犯の「共同性」の再構成を行う動きがあるものの、「意識的かつ意図的な共働」を前提とする限りで、上記の問題点が克服されていないことも指摘される。

後者の共同性理論においては、義務犯を前提とした「共同義務の共同違反」構成と支配犯を前提とした「共同義務の共同違反」構成が挙げられる。

前者の「共同義務の共同違反」構成では、過失犯は義務犯であるという出発点のもと、各人の注意義務が直接に正犯を根拠づける特別義務とし、過失犯の共同正犯は、「共同義務の共同違反」であると解される。これに対し、後者の「共同義務の共同違反」構成では、支配犯を前提として、各行為者の答責領域が規範的意味において結合されており、そこから構成要件該当結果が実現された場合が「共同義務の共同違反」であると解される。

もっとも、前者の理論構成は、過失犯が義務犯であること、および、義務犯であるとしても、「共同義務」の発生根拠が不明確であることを理由に少数説にとどまり、むしろ、後者の理論構成が有力となっており、それによるならば、構成要件該当結果に対する答責性の視点、および意思連絡のない関与形態の問題が克服される。この意味において、「共同義務に共同違反」説は有効に機能していることが指摘される。

第3章では、ドイツにおける過失犯の共同正犯に関する議論を参考にしつつわが国における「共同性」理論の問題点を明らかにするとともに、共同正犯における「共同性」の規範化を主張する。

本論文では、わが国における共同性理論を「因果の共同」を根拠とする共同性理論と「共同義務の共同違反」を根拠とする共同性理論とに分けて、それぞれの共同性理論を検討する。

前者の共同性理論によれば、共同正犯における「共同性」は、物理的因果性および心理的因果性からなる、構成要件該当事実に対する共同惹起によって規定される。このような理論に対しては、次のような問題点が指摘される。すなわち、①例えば、暴行または脅迫と財物の奪取を分担して強盗の共同正犯を実現させた場合、一方が暴行・脅迫罪および窃盗に対する幫助、他方が窃盗におよび暴行・脅迫罪に対する幫助という構成が考えられ、強盗の共同正犯というかたちに一体化させる視点が存在しないこと、②例えば、複数の関与者が殺害の取り決めに応じて被害者に向かって同時に発砲したという付加的共同正犯の事例からも明らかなように、被害者の死に直接影響を与えたという物理的因果性がない者に対し、心理的因果性を用いて、他者の行為を介した結果を惹起したと認めうるとしても、寄与の重大性という観点から、正犯的寄与と認められうるかは疑問であること、③一方が他方の行為にまで注意しなければならない場合と完全に他者に任せてもよい場合を区別できないこと、④不作為犯においては、事実的な因果性による共同性の規定は断念されざるを得ないこと、である。

以上のことから、構成要件該当結果は誰の仕業かという問題を事実的な促進作用で規定する共犯の因果性に求めるがゆえに、刑法上の責任範囲は過度に拡張され、その結果、刑法上の共同性の意義は形骸化されており、他方で、不作為犯においては、因果的惹起による共同性の規定は放棄されることになることが指摘される。

他方、後者の共同性理論には、さらに、ドイツの共同危険創出説を前提とした「共同義務の共同違反」構成と義務犯的構成を前提とした「共同義務の共同違反」構成が存在する。いずれの見解においても、ドイツにおける議論でもたらされた問題点がそのまま妥当し、わが国においては、自然主義・心理主義的アプローチと規範主義的アプローチが混在していることが示される。

以上のことを踏まえた上で、金子氏は、共同の答責領域を根拠とした「共同義務の共同違反」でもって共同性の根拠が説明されるべきことを主張する。それによれば、関与者による違法な態度のみが重要であり、各関与者の義務の内容や射程に応じて共同性が規定される。

第4章では、「過失の競合」に関する事案と「過失の共働」に関する事案を取り上げ、上記の検討からもたらされた共同性理論が、どのように具体的に適用され、どの点で従来の共同性理論と異なるのかを明らかにする。

終章では、これまでの過程を踏まえ、共同正犯における「共同性」の根拠は、構成要件の実現に対する共同の答責領域、つまり、自他ともに協力して構成要件該当結果を防止す

べき「共同義務の共同違反」であると結論づける。その結果、このような観点から「共同性」を理解するならば、現代型犯罪である「製造物責任」や「チーム医療における医療過誤」の事例において、行為者間に現実の意思疎通のない場合にも共同責任が問われうると同時に、「過失の競合」では因果関係が認められえないが、共働によってはじめて結果が回避されうる場合に構成要件の実現を共に阻止すべき保障人的地位という観点から刑法上の共同責任が認められうるという帰結に至る。

(2) 第2部 不作為共同正犯に関する一考察

第2部の第1章では、わが国における「不作為犯の共同正犯」に関する議論を取り上げ、不作為犯における共同正犯は一般に承認されているが、不作為犯における「共同性」それ自体はいまだ説明されていないことが指摘される。

本論文では、親と愛人が幼児を餓死させるといったケースなどを契機に、保証人的義務の性質が異なるにもかかわらず、「救助しない」という意思の疎通の存在により、共同責任が認められ、また、作為犯としては従犯的性質しか認められないにもかかわらず、不作為犯構成により、正犯へと格上げされるに至った判例を踏まえ、判例・学説ともに、保障人的地位の性質が軽視されると同時に、不作為犯における共同正犯の形態である「共同義務」の内容が空虚なものであることを明らかにする。

この原因は作為犯と不作為犯の異同を軽視してきたことにある。すなわち、不作為犯においては、行為者間の意思連絡ないし心理的因果性は考えられるが、結果を惹起するための身体的・物理的共働は存在しない。この点で、作為犯と不作為犯の構造は異なる。それにもかかわらず、不作為犯における「共同義務」は、作為犯における現実的実行行為の共同と対を成すかのごとく解されてきたが、その内容の統一的理解を得るまでには至っておらず、他方で、不作為共同正犯を「因果の共同」で説明するにしても、作為と不作為が帰属論的に同一構造であることがいまだ示されていないのである。

以上のような問題意識から、本論文は、わが国に多大な影響を与えたドイツの議論を交え、不作為犯の共同正犯における「共同性」のあり方を探究するという手法をとる。

第2章では、ドイツにおける「不作為犯の共同正犯」に関する議論を考察する。本論文によれば、以下のようなことになる。

20世紀前半のドイツでは、不作為犯は、作為犯と同様に禁止規範違反として理解され、不作為による共同正犯もまた、その理解の延長線上にあった。例えば、父と母が取り決めに応じて病気である子供を世話しないというように、同種の作為義務が課された不作為者らが、共同決意のもとで課された義務を履行しない場合、不作為による共同正犯が問題となるとしていたのである。この理解によれば、不作為犯においても、各人は、その決意において他者を強化し、他者によって強化されるという、作為犯に見られるような相互的補完性が認められる。その結果、各関与者は、「共同の犯行決意」のもとで、自身の態度だけ

でなく、他者の態度にも責任を負うとしたのである。

しかし、その後、グリュンヴァルトやアルミン・カウフマンらによって、「不作為関与者は事象に対する現実的影響を及ぼさず、不作為犯における因果関係は作為犯のような現実的因果関係ではない」ことが主張され、その結果、作為犯で展開されるような「不作為犯の共同正犯」が否定された。もっとも、その後、判例・学説とも「不作為犯における共同正犯」が否定されるには至らなかったものの、作為犯と不作為犯の異質性が議論の前提とされた。すなわち、アルミン・カウフマンのいうように、禁止規範違反としての作為犯と命令規範違反としての不作為犯という理解が定着し、この意味での「保障人」説が一般的に承認されたのである。

このような前提のもとで、不作為犯の理解は、「一身専属性」に着目した見解と保障人的地位に着目した見解へと展開された。しかし、共同性に関する議論では、「意識的かつ意図的な共働」理論が一般に維持されている。

まず、「一身専属性」に着目した見解では、不作為犯は義務犯であり、共同正犯は、「共同義務の共同違反」と解されている。

これに対し、保障人的地位に着目した見解では、さらに、支配犯と義務犯の異同を問わない共同性理論と支配犯と義務犯の異同に応じた共同性理論が存在する。前者の理論は、作為義務者同士であれば、「共同の犯行決意」の存在さえ認められれば、共同正犯を認めることできるとする。

他方で、支配犯と義務犯の異同に応じて共同性の射程を規定しようとする見解によれば、義務犯のように、義務が一身専属的であれば、共同性は存在せず、支配犯の場合にのみ共同性の可能性が認められるとする。

しかし、これらの共同性理論に対しては、次のような問題点が指摘される。すなわち、「一身専属性」に着目した見解では、共同義務を共同性の前提としながらも、共同の犯行決意も要求しており、「共同性」における両者の相互関係が不明瞭という問題があること、支配犯と義務犯の異同を問わない共同性理論では、保障人による不作為の事実的な競合が「共同の犯行決意」を介すれば共同性を認められることになってよいのかどうかという問題に加えて、不作為犯における「犯行決意」は、作為犯の場合と異なり、「結果発生の願望」にすぎないという問題が生じること、支配犯と義務犯の異同に応じて共同性の射程を規定しようとする見解では、この見解が認めるように、作為犯の場合と同様に支配犯における共同性を考えるならば、おおそ作為義務者には結果回避に向けた義務が課されている以上、共同性の限界が見出されえないという問題が生じること、である。

さらに、いずれの見解にせよ、皮革スプレー事件のように、互いに意思連絡をせずに、結果回避措置に出ない場合では、故意犯にせよ、過失犯にせよ、共同責任を問うことが不可能となる領域を生み出すという問題点を指摘する。

これらの過程を踏まえ、過失不作為犯を中心に、純粋に規範的な「共同責任」の存在を認める見解が主張されつつあることを指摘し、過失犯の共同正犯論で扱われた「共同義務

の共同違反」という考え方、すなわち、関与者の答責領域からもたらされる「義務」という視点から共同性を規範化させる見解は、故意不作為犯においても意義があることを明らかにする。

第3章では、ドイツの議論からの示唆とわが国における問題点を指摘し、「共同義務」の成立条件につき、若干の検討を行う。

先のドイツの議論から、不作為犯の禁止規範違反としての理解の限界、および「意識的かつ意図的な共働」理論の限界が明らかとなると同時に、皮革スプレー判決以後に際立ちはじめた共同性の規範化によってようやく、作為犯と不作為犯を矛盾なく説明でき、たとえ意思連絡のない不作為による関与であったとしても、共同責任として責任を問われうるができるようになったことを指摘する。これらの示唆をわが国における不作為共同正犯論へ還元するならば、関与者間の意思連絡を軸にして、「共同の行為決意」と「因果的惹起」の対立が展開され、「意識的かつ意図的な共働」理論の延長線上で議論されるに止まっており、それは、不作為犯が、ドイツと異なり、作為犯と同様に解され、自然主義・心理主義的アプローチの域を出ないことに原因があることを明らかにする。しかしそれは、三菱自動車欠陥事故のように、どの取締役も、そもそもリコールの可否を決定するために取締役会を招集するという意思連絡をせず、欠陥商品の回収を怠ったために、消費者に傷害を負わせたというような事例においては、全く機能しない。ここに、わが国における共同性理論の限界が存在する。

これらの議論を踏まえ、著者は、共同正犯における「共同性」の根拠としての「共同義務」につき検討を加え、「共同義務」の成立につき、①各関与者の義務者的地位の性質はいかなるものかどうか、②各々の義務が事実的に競合することを意味するのかどうか、という点に留意する必要があることを主張する。具体的には、真正不作為犯である不退去罪（2人のセールスマンが交渉相手から退去を要求されたにもかかわらず退去しなかった場合）や不真正不作為犯である殺人罪の例（親の育児放棄による幼児の餓死の場合）を挙げ、いずれの事例も、保障人的義務の内容が重なることはなく、義務が事実的に競合するにすぎず、共同義務が認められないがゆえに、不作為犯の共同正犯は否定される、とする。

かようにして、「共同義務」の有無を検討する際、一身専属的な義務の場合には、共同性の余地はなく、共同正犯における共同性は、各関与者の答責領域が結合している（すなわち、共同義務が課せられている）場合だけであって、同一の結果を実現したことによる事実的競合から共同性はもたらされえないということがもたらされる。

<論文審査の結果の要旨>

本論文は、過失犯の共同正犯および、これと密接な関係を持つ不作為犯の共同正犯につき、ドイツ、日本の議論を詳細に検討し、緻密な分析を加えたものである。とりわけ、従来の議論が、共同者相互に因果的または心理的な相互作用が現実にあったことを根拠とし

て共同正犯を根拠づけようとしていたのに対し、本論文は、とくに欠陥製品の不回収によって死傷事故が生じた事例を念頭に置き、決定的なのは、現に因果や心理において相互作用があったことではなく、協力し合って損害結果を防止すべき義務（「共同義務」）があったのに、各人がこれを怠ったこと（「共同違反」）であることを鋭く指摘したことは、今後の共同正犯論に与えるインパクトを考えても、画期的なものであると評することができる。

また、本論文は、民法の共同不法行為の議論に対しても、大変示唆に富むものである。金子理論は、従来の主観説か客観説かといった民法学における対立を克服する契機を内包しているように思われる。共同不法行為における共同性の根拠として主張されている「意思連絡」にしても「社会的一体性」にしても、次元・質は違えど事実的な概念であることは変わらず、それが有るか無いかで共同不法行為の成否が決まるのであるが、金子理論では、むしろ、共同性概念に規範的なモメントを導入することによって、共同不法行為の成否を正当化することが可能になる。これは、従来の「広く認めるべきか、限定的であるべきか」といった議論の対立を克服し、共同不法行為論に新たな地平をもたらすものと考えられる。

もっとも、課題も多い。まず、金子氏にとって当たり前のことでも、その前提をまだ理解していない読者には、唐突な論理展開に見えるところがある。自己が主張したいことをクリアに押し出して、丁寧に論証することを望む。とりわけ、リコールの共同決定問題につき、問題意識をいまだ持っておらず、無意識的に同時犯構成を取っている裁判実務に対して、「同時犯構成への解消」がいかにか問題をもう少し丁寧に説明すべきである。

「共同義務」さらには、その有無の判断のための「義務者的地位の検討」についても、共同義務の判断構造を示すにあたって、むしろ、「処罰範囲の明確化」につながるのだということをよりアピールしたほうがよいように思われる。

さらに、論文のタイトルにある「共同正犯の再構成」という観点からは、過失・不作為の共同正犯での結論から、さらに、故意・作為の共同正犯がどのように「再構成」されるのかが、期待される。いずれにしても、今後の課題として、より日本の裁判実務を意識した検討を希望する。共同正犯の事実認定にあたり、金子理論がどういう意味を持つのか、たいへん興味深いところであり、実際の事実認定を意識した議論を行い、判例に影響を与えてもらうことを期待する。

もちろん、以上の課題は、本論文の持つ学問的価値を、いささかでも減ずるものではない。刑法の共同正犯論の再構成、さらには、民法の共同不法行為の理論にもインパクトを有しうる本論文は、以上の次第で、審査委員会全員一致により、博士学位を授与するに相応しいものと判断した。

<試験または学力確認の結果の要旨>

金子氏の研究内容は、2012年2月7日（火）15時から16時30分まで学而館第2研究会室において公聴会が開催され、報告・検討された。そこでは、本学教員および大学院学生

の出席の下、活発な質疑応答が行われた。とりわけ、過失犯および不作為犯に共同正犯が認められた場合の因果関係の捉え方、金子氏が主張する「規範主義」の意味、相互促進的行為の具体例、共同義務の事実的基礎等につき、活発な質問が出された。

これに対して、金子氏は、共同正犯における因果関係は全体を一体として検討されること、「規範主義」とは、因果や心理といった事実だけで共同性を考えるのではなく、共同で行動すべきだという「規範」の存否が共同性を左右するという考え方であること、相互促進性のみで共同性を根拠づけると、監督者が部下の不注意行動に影響を受けて不適切な行動に出た場合に、部下にも共同責任が認められることになるという問題があること、共同義務の事実的基礎は「共同責任」を根拠づける規範の存在にあること、といった回答がなされた。いずれの質問に対しても、自己の見解を的確に述べ、適切な受け答えをしたと評価できた。

また、本論文に引用された、ドイツ語文献を中心とする外国文献の豊富な読み込みから、その外国語能力も堪能であることを確認した。

本審査委員会は、金子氏が、本学学位規程第 18 条第 1 項該当者であり、本博士学位請求論文に加えて、公表済みの上記各論文の水準、上記の公聴会における質疑応答に基づき、博士学位に相応しい学力と十分な学識を有することが確認された。

以上の次第で、審査委員会全員一致で、金子氏に対し、本学学位規程第 18 条第 1 項に基づいて、「博士（法学 立命館大学）」の学位を授与することが適当である判断する。